

関連部分	御意見	対応（案）
<p>【本編】 8ページ 3 計画の対象区域</p>	<p>8ページ、32行目、流水域は、北海道にとり特徴的であるが、オホーツク海のみに限られる。しかし、この生物多様性基本計画が対象とする浅海域は、北海道全域で見られるものの方が圧倒的に多い。8ページの写真は、藻場、干潟など浅海域が含まれることをイメージできるようなものとすべき。掲載写真は、流水ではなく、一般的に道内にみられる浅海域（藻場、干潟など）の写真とすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、写真を差し替えました。</p>
<p>【本編】 27ページ V 計画推進の仕組み 1 各主体の役割</p>	<p>本編27ページ「1 各主体の役割」において、（4）に「その他関係機関の役割」として、例えば、獣医師会、猟友会、農協、漁協などを入れる。そして、市町村の役割は（5）に繰り下げてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「（2）NPO・NGOなど」を「（2）関係団体・機関」に修正し、御指摘の団体等についても含意されることを明確化しました。</p>
<p>【本編】 29ページ 計画推進の仕組み 3 計画の点検評価及び見直し</p>	<p>本編29ページ、13行目、「3 計画の点検評価及び見直し」にある「関連指標群の推移などを基にした点検」の意味を明確に記すべき。また、前回部会で合意されたように、「関連指標群」自体が科学技術等の変化により変更・追加されるべき場合に備えて、関連指標群のアップデートにかかる点検と、それに基づく施策の実施状況の評価について、追記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「関連指標群の状況などを基にした評価」に修正します。 なお、技術的な進展に係る指標の見直しの考え方については、行動計画編「IV指標一覧」に追記しました。</p>
<p>【行動計画編】 1ページ I 施策の基本的な考え方</p>	<p>1ページ、22行目「2 地域の固有性の尊重」にある「道内外の各地をまたぎ移動する鳥類」について、この表現から越境のものを想定しにくい。「道内外」という表現からは「都道府県単位をまたぐ」ということがイメージされ、国境を越えることまでは通常イメージされない。北海道は境界地域であるため越境の動物種が多く、これは一つの北海道の生態系の特徴であり、このことをはっきり想起できるように、「国境を越えて」ということを明示すべき。また、越境動物種は鳥類に限られず海産哺乳動物も含まれるので、鳥類に限るべきではなく、「道内外及び国境を越えて移動する鳥類を含む野生動物種」に修正すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「国内外の各地をまたぎ移動する鳥類」に修正しました。</p>

関連部分	御意見	対応（案）
<p>【行動計画編】 12ページ 基本方針1 取るべき行動4</p>	<p>野生鳥獣対策に対応した専門的職員の配置については、外来種も含めた野生鳥獣対策全般に係る事項であるからこそ、生物多様性保全計画に記載する意味があるため、関連する施策に「野生鳥獣対策に対応した専門的職員の配置の推進」を追記すべき。</p>	<p>職員の適正な配置や専門性の向上については、野生鳥獣対策に限らず、本計画のあらゆる施策の実施に当たり必要なものと考えており、本計画の推進に当たり、留意してまいります。</p>
<p>【行動計画編】 30ページ 指標一覧</p>	<p>農業については指標が設定されているが、漁業については皆無なので、設定すべき。また、海洋環境についても同様。</p>	<p>現時点において容易に算出が可能であり、客観的に評価が可能と考えられるものを指標として選定しておりますが、技術的な進展に応じた指標の見直しについて記載しましたように、必要に応じ今後追加等を検討することと考えております。</p>

※資料作成の都合上、御意見の言い回し等は一部変更しています。